

平成30年度 第6回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第6回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年9月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	2 中福 留美		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 1名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議 事 録 署名委員	5 山田 隆見 6 村上 浩司		
提出議題	議事 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第33号 非農地証明申請について 議案第34号 農業振興地域整備計画の変更について 議案第35号 江田島市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について 議案第36号 江田島市農業委員会の会長職務代理者の互選について 協議事項 ・山田農業委員の互助会による見舞金について ・農地利用状況調査の進捗状況について		

平成30年度第6回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第6回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 こんにちは。今は農地利用状況調査をしている途中ですので、皆さん農地パトロールをされているところだと思います。お忙しい中、ご苦労様です。畑を歩いてみると、去年は畑であった場所が山のようになっているところが多くあり、江田島市の農業が心配になってしまうところです。猪の足跡も多くあり、猪が出歩いている様子が見えますので、出会わないように、気を付けてほしいと思います。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名者につきましては、7番の田中委員と、3番の清水委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 次に、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 はい。本日の総会の終了後に、議案に上げさせていただいております、大柿町の推進委員として応募いただいた方の委嘱状交付式を予定しております。以上です。

議長 それでは、日程第4の議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

4 議 事

事務局長 お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしておりますので、併せてご覧ください。
番号1。譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町小古江_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、168 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現

況ともに、畑。面積、407 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅に近く利便性が高いので、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中福さんは、本日は欠席なんですね。

事務局長 では、事務局のほうから説明させていただきます。先週の金曜日の9月21日に、中福農業委員さんと、小古江の担当の農地利用最適化推進委員さんと、事務局で現地の確認に行きました。このたび譲り受ける農地は、譲受人である▲▲さんの家のすぐ隣にあります。▲▲さんは80歳を超えたような方なのですが、その家の横に息子さん夫婦が住んでおられまして、3人で畑を耕作されるということでした。本当に家のすぐ横にありまして、これまでの管理も、譲渡人の●●さんが広島に住んでおられるので、実質の管理は▲▲さんがされておられます。そして、このたびに正式に所有権を移転されるということでした。畑のほうもきれいに耕作されておりましたので、事務局のほうでは問題ないと判断しました。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお願いします。

事務局長 はい。番号2と番号3は関連した案件ですので、併せてご説明いたします。
番号2。譲渡人、持分3分の2、●●●●。住所、千葉県鎌ヶ谷市_____。
持分3分の1、▲▲▲▲。住所、広島市_____。譲受人■●●●。住所、沖美町_____。所在地、沖美町畑_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、432 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自家消費野菜等を栽培するため、譲り受ける」ということでした。

続きまして、番号3。譲渡人、●●●●。住所、千葉県鎌ヶ谷市_____。譲受人■●●●。住所、沖美町_____。所在地、沖美町畑_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、305 m²。地番、〇〇番。

地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、363 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自家消費野菜等を栽培するため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。併せて、ご審議をお願いいたします。

議長 この2番と3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖の下河内です。9月20日の木曜日に、現地に確認に行ってきました。申請地は譲受人の■■■さんの自宅のすぐ裏です。2番3番とも写真通りすぐ耕作できる状態ですので、内容的に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 他に、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、2番と3番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号4と番号5が関連した案件ですので、併せて説明します。

番号4。譲渡人●●●●。住所、大阪府淀川区_____。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、444 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「実家に隣接しており利便性が高いので、オリーブを栽培するため、譲り受ける」ということでした。

続きまして、番号5。貸人、■■■■。住所、大柿町_____。借人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,099 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「農地の管理保全のため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。併せてご審議をお願いいたします。

議長 この4番と5番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。9月19日に、事務局と深江の担当の推進委員さんと現地を見に行きました。写真を見てもらってもわかるように、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、4番と5番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお願いします。

事務局長 番号6。贈与人●●●●。住所、能美町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、3.39㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2.77㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、276㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、34㎡。
申請理由は遺贈で、受贈人は「自宅に近く利便性が高いので、受贈する」ということでした。
以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この6番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、6番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、3条の審議を終わりました。議案第32号の農地法5条の許可申請について、事

務局から説明してもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人●●●●。住所、兵庫県伊丹市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、496 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「豆腐直売所の駐車場拡充のため、譲り受ける」ということでした。駐車場15台分の設備を整備予定です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。9月19日に、飛渡瀬の担当の推進委員さんと、事務局と確認しに行きました。問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いたします。

事務局長 番号2。贈与人●●●●。住所、能美町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、394 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「自己居住用住宅を建設するため、受贈する」ということでした。木造二階建、延床面積115.10 m²の住宅を建設予定です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いありません。よろしくお願いたします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この2番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号3。譲渡人●●●●。住所、沖美町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、兵庫県尼崎市_____。所在地、沖美町畑_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、378㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル108枚、発電量29.7キロワットの設備を設置予定です。
以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖の下河内です。内容通りですので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この3番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で5条の審議を終わりました。議案第33号の非農地証明の申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号1。申請人住所、江田島町_____。氏名●●●●。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、817㎡。
申請理由は、「平成3年に相続により取得したが、遠方に住んでいたため、まったく手入れをしておらず、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。9月12日に、大段会長、推進委員2名、事務局で現地確認を行いました。

ご審議をお願いいたします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。この案件は、現地確認に私も付いていったんですが、道がある反対側の土地に現地がありまして、谷のところがジャングルの様になっておりますので、問題ないと思います。他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で非農地証明の審議についてを終わります。議案第 34 号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 このたびの変更では、21 件を農振農用地から除外する、というものです。位置番号 1 から 11 番に関しましては、市道及び県道の拡幅工事に伴うものです。12 番と 15 番は、住宅建設に伴うものです。13 番と 14 番、16 番から 21 番につきましては、太陽光施設の設置のため、農用地から除外を行うものです。以上で説明を終わります。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにかございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この計画の変更について、意見無しで回答することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、意見無しで回答することとします。以上で農業振興地域整備計画の変更についてを終わります。議案第 35 号の江田島市農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 4 月末に、大柿町を担当されておられました、農地利用最適化推進委員委員が辞任されたことに伴い、大柿町担当の農地利用最適化推進委員を公募しましたところ、大柿町深江の方から一般推薦での応募がありました。先月、8 月 28

日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、応募者を候補者と決定しました。応募者は、現在、水稻、果樹、主にキウイフルーツを栽培されている兼業の農家です。呉農協の大柿町キウイフルーツ部会の部会長を務めておられます。ちなみに、大柿町担当の2名の推進委員さんから、その方を推薦していただきました。農地利用最適化推進委員として適任であると思いますので、承認を求めるものです。よろしくをお願いします。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。何か、ご意見、ご質問はありますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この1番の案件につきまして、承認することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、候補者を大柿町担当の農地利用最適化推進委員として承認します。以上で江田島市農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を終わります。議案第36号の江田島市農業委員会の会長職務代理者の互選について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 先月の総会でもご説明させていただきました通り、中下委員が辞任されたことに伴いまして、職務代理者が不在となっております。先日の会議の中では、村上委員さんが職務代理者になっていただく、ということで内諾は頂いているのですが、一応議案として出させていただきますので、互選という形で選出させていただきます。では、議長、よろしくをお願いします。

議長 職務代理者の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、委員が互選することとなっております。互選は原則投票することとなっておりますが、地方自治法第118条の規定により、委員の中に異議がない場合は、指名推薦の方法をとることができます。指名推薦でもよろしいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 指名推薦で、異議は無しと認めます。それでは、指名をお願いします。さきほどの話のとおり、村上さんをお願いしますということでもよいでしょうか。他に推薦者はございませんか。他にないようであれば、村上委員を職務代理者に推薦していいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 異議がないということですので、全員の同意を得たと認め、村上委員が職務代理者が職務代理者に決定されました。

村上委員 ご迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくお願いします。

5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

事務局長

- ・山田農業委員の互助会による見舞金について
- ・農地利用状況調査の進捗状況について

6 そ の 他

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。